



はやとくん通信

(記事抜粋)

ファンクラブ&ユーザー
電子速記研究会発行



2012. 4 No. 55

桜の花も咲いて春ですね。今回は、ステンチュラの官支給をめぐる動きが活発なので、速記官制度を守る会の活動を中心にお届けします。守る会から、再度のお手紙行動の呼び掛けがありますので、また御協力をお願いします。

お手紙&要請行動は効果抜群！

井上哲士議員が法務委員会で質問

2月27日

「速記官制度を守る会」の会長以下8名で **衆参法務委員へ要請行動**。

週明けの月曜日で地元から帰京していない議員が多く、ほとんどが議員秘書対応でしたが、例年以上の手応えを感じる要請となりました。

こちらが「速記官制度を・・・」と言いかけてだけで、多くの議員秘書が「メールやお手紙がたくさん来ている件ですね」と反応してくださり、「前置き」を話すことなく要請趣旨が説明でき、速記官の率直な気持ちを訴えることができました。また、事前に内容が伝わっていたため質問やアドバイスも多く、今後の活動へのヒントをたくさん収穫できた要請となりました。

3月7日

2月27日の要請行動で出された質問に答える資料を作成して全法務委員へ再送付。



3月23日

会長以下7名で **民主党本部へ要請行動**。

対応していただいたのは松野信夫議員と石津政夫議員です。与えられた一律15分の要請時間を最大限に生かせるよう、「要請の骨子」や「想定問答」なども作成し、発言分担を決めて臨みました。その意気込みが通じたのか、30分以上も話を聞いてもらうことができました。

3月28日

これまでも速記官問題で国会質問をされている井上議員が、参議院法務委員会における「裁判所予算案委嘱審査」にて、持ち時間である25分全てを使って **ステンチュラ官支給問題を質問** していただきました。

★動画はこちらから

<http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>

(左下の会議名で「法務委員会」を選択し、右側に表示された3月28日の欄の右端にある真ん中のアイコンをクリックすると発言者一覧が表示されるので、「井上哲士」を選択してください。)

★内容は次のとおりです。

【井上哲士】

日本共産党の井上哲士です。

裁判における逐語録と裁判所速記官の問題について最高裁にお聞きいたします。

横浜地裁で、先月、刑事事件の訴訟記録の写しとともに法廷で録音された供述や証言などの録音データを記録したDVDが反訳業者への発送の途中で所在不明になったという事件がありました。まず、この経緯そして対応について、いかがでしょうか。

【最高裁判所事務総局戸倉総務局長】



お答えいたします。

3月8日、横浜地方裁判所の刑事事件におけます証言等の音声データが入りましたDVD及び反訳の参考となる起訴状、冒頭陳述の写し等の関係書類を入れた封筒を、これは収納容器に入れまして運送業者に託したわけでございます。この運送容器は口をファスナーで開閉する仕組みでございますが、これが翌日、反訳業者に届いた際には、その中身である関係書類あるいはDVD等が見当たらないと、こういった連絡を受けたところから、在中の書類等の所在が不明となったということが判明したところでございます。

これが、途中のどの段階でどのようにしてこれが不明になったかということは現在調査中でございますが、今時点ではまだ明らかになっていないわけでございますが、ただ、この収納袋で発送する際には、本来ファスナーを閉めまして、そのファスナーの引き手の穴とその収納袋に固定されたリングとを南京錠で連結して施錠し、ファスナーを開くことができない状態にした上で発送する、こういったことになっておりますが、これは反訳業者からの報告によりますと、本件では収納袋のファスナーは開いた状態であり、また南京錠は収納袋のリングにのみ掛かり、ファスナーの引き手とは連結されない状態であったということでございます。

こういった状態からいたしますと、この書類等の発送時に収納袋の施錠が適切に行われていなかった可能性が高いわけございまして、横浜地方裁判所といたしましては、職員に対し、改めて確実な施錠の実施など、情報の厳重な管理につき指導を徹底したところでございます。

また、最高裁判所といたしましても、引き続きこの録音、反訳資料の厳重な管理については、今後とも事あるごとに周知してまいりたいというふうに考えているところでございます。

【井上哲士】

あってはならないことでありまして、そもそも外部の反訳業者に外注しなければ起きないことでもあるわけですね。

参議院でも、前はいた速記の方がいらっしゃらなくなりましたが、これは別室で画像と音声を聞いて今もやっていらっしゃると思うんですが、パソコンに取り込んで、音声速度が調整できるソフトを使用して速記を作っているわけ、いずれにしても、これは外注は国会はしておりません。ですから、逐語録作成の在り方というもののもう一回見直されるべきだと私は思うんですね。

その関係で、2004年の裁判所法改正の際に、「政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、裁判員制度導入も展望しつつ、逐語録に対する需要に的確に応えられる態勢を整備するとともに、裁判所速記官が将来の執務態勢及び執務環境について不安感を抱くことのないよう十分な配慮をすべきである。」という附帯決議を私ども付けました。

この裁判員制度の評議における逐語録というのはどういう取扱いになっているのでしょうか。

【最高裁判所事務総局戸倉総務局長】

お答えいたします。

裁判員裁判は、原則として連日開廷されるわけでございます。その裁判員裁判の審理は、法廷におきまして裁判員が理解していただけるよう目で見て耳で聞いてすぐ分かる審理が行われる。その上で、記憶が鮮明なうちに審理が進められまして、結審後、速やかに評議が行われ、判決が宣告されると、こういった審理、評議の進め方が予定されておるところでございます。

したがって、この評議の過程におきまして、逐語録という紙ベースの情報ということに関しましては、こう



いった逐語録の供述調書を用いて証人等の供述内容を確認する必要性は低いものと考えられております。また、裁判員に大部な紙ベースの調書を読んでいただくということは、またこれは非常に過大な負担でございまして、必ずしも現実的な方策ではないというふうに考えるところでございます。

そのため、評議におきますいわゆる証言等の確認の方法ということにつきましては、これは裁判所で開発いたしました音声認識システムを用いまして、証人の供述等を録音、録画いたしまして、評議が必要がありますと、その認識した文字データを言わばインデックスとして利用することで証人の供述等を効率的に検索し、速やかに映像及び音声で供述内容を再現できると、そうして確認していただくと、こういった体制を取っているところでございます。

【井上哲士】

私たちも、国会のいわゆる分かりにくい官僚答弁を聞きまして、幾ら音で聞いても分からないけれども、速記録で読むと分かるというケースは随分あるんですね。

裁判員制度でも、やはり速記官の立会いによる正確、迅速な速記録で目で見たいという要望は随分聞いております。例えば、法律関係の雑誌に裁判員を務めた法律事務所職員の方の経験談が掲載されておりましたけど、尋問中心の証拠調べはメモが全てで、メモを取らない人は記憶のみだと。当然、誰もが同じ情報量なわけではないので、調書が今すぐにでも上がればなど、こういう感想を持ったと、正直思ったということが書かれておりますし、裁判員制度導入に前後して、いろんな弁護士会からも声が上がっております。手元、私持っているだけでも、埼玉、大阪、兵庫、奈良、和歌山、大分などで会長声明等が出されております。

例えば、兵庫の総会の決議、弁護士会の総会決議は、録音反訳方式については、正確性やプライバシー保護などについて懸念があり、調書の完成までに日数が掛かることや、誤字、脱字、訂正漏れ、意味不明箇所が目立つなどの問題も指摘され、審理にも少なくない影響を与えていると思われる。また、裁判員裁判については、今言われた音声認識システムは誤変換も多く正確な記録にならないことや、DVDでは一覧性や速読性がなく、審理や訴訟準備に利用しにくいなどの問題が報告されている。裁判所が正確で迅速な文字化された供述記録を作成しないため、裁判員は自分の記憶と自分の作成するメモにしか頼れない状況になっていると、こういう指摘もされております。

私は、こういういろんな当事者の声にしっかり耳を傾けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。



【最高裁判所事務総局植村刑事局長】

お答えをいたします。

先ほどの総務局長の答弁と一部重なるところがあることは御勘弁ください。

裁判員裁判では、裁判員の方々に法廷で直接証言を聞いていただいたり、あるいは被告人の供述を聞いていただいたりして、その場で心証を取っていただくということでやってまいっております。そのために、証人尋問について言えば、検察官あるいは弁護人に争点に即した分かりやすい尋問をお願いしているというところでございまして、当事者の皆さんもそのように尽力していただいていると思っております。

そして、裁判員は、単に証人が答えた内容そのものだけではなくて、その口調でございましてか表情でございましてとか、あるいは質問に対して口ごもったことがあればその様子とか、そういった現に法廷で起きたいろんなこと、これも総合いたしまして、その証人の証言が信用できるのかどうなのかというのを判断していただいているということでございます。

ということでございまして、私どもとしては、先ほども申し上げましたけれども、そういう証拠調べに続きまして裁判員の記憶が比較的鮮明なうちに審理が進められて、結審後、速やかに評議が行われておりますので、評議の過程におきまして改めて文字情報としての調書を用いて供述内容を確認する必要性というのは低いと思っております。

万が一確認する必要がある場合には、先ほど申しましたように音声認識システムの検索機能で十分対応ができていくというふうに考えております。



【井上哲士】

見て、聞いて、分かる裁判をすることと正確、迅速な記録に基づいて評議をしたいという要望にこたえることは決して矛盾しないんですね。現に先ほど挙げましたようにこういう声が出ているわけですから、必要性が低いと決め付けるのではなくて、きちっとこれにやっぱりこたえていただく必要が私はあると思うんですね。結局、速記官養成をやめたという、そういう決定にどうもしがみつかれて、その辺の有用性を正確に見ていらっしやらないんじゃないかという気が私はしてなりません。

速記官の養成停止の理由の一つは速記タイプの製造中止がありました。しかし、その後、速記官の皆さんがアメリカにも行かれまして、ステノグラフ社に電子速記タイプライター、いわゆるステンチュラの製造依頼をされ、1999年から個人輸入を開始して、今もう九割以上の速記官の方が使っていると聞いております。もう多くの皆さん御存じのように、これはコンピューターを内蔵しております、速記符号を電子化をする、それをパソコンに取り込んで直ちに日本語に反訳できるという「はやとくん」というソフトと結合をして日本語の調書を作成しております。

最高裁が認めないということで、40万ぐらいする機械を個人輸入をされてきているわけですが、2001年には法廷への持込みを認められ、2004年にはこの「はやとくん」のパソコンへのインストールも認められております。速記官の皆さんの大変な努力や研修によって大体もう98%ぐらいの反訳の精度でありますし、リアルタイムの速記もできる。非常に正確で、しかも、記録作成の効率化、裁判の迅速化に非常に大きな貢献をしていると思っておりますが、最高裁としては、この有用性についてはどういう評価をされているのでしょうか。

【最高裁判所事務総局戸倉総務局長】



お答えいたします。

今委員が御指摘のように、現在の速記官の多くの者がステンチュラというコンピューター内蔵の速記タイプを使用し、あとは反訳ソフトである「はやとくん」を利用した反訳を行ってきておるところでございます。

裁判所といたしましては、速記事務につきましては、従来長年使用されており、その性能が確認されております速記タイプにより問題なく速記事務を行うことができるという認識ではございますけれども、速記層から私費で購入したステンチュラを是非とも使いたい、あるいは「はやとくん」を使用した反訳を行いたいということの強い要望がございましたので、そういった要望を受けまして、私どもといたしましては、法廷での通常の使用に支障がないか、あるいは、ソフトにつきましては裁判所システム環境に悪影響を与えないかといった観点に限った検証を行った上で、法廷での使用あるいは裁判所のパソコンへのインストールを認めたと、こういう経緯でございます。

そういったところで見ますと、少なくとも速記官の立会い状況あるいは速記録の作成状況を見ますと、これらステンチュラや「はやとくん」による速記事務の内容あるいは速度につきましては、これは十分適正に行われてきておるものだと認識しておるところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、更にどの程度効率化できるかといったところになりましたら、先ほど申し上げました検証では行っていないところございまして、しかも、事務の効率化ということになりますと、速記官の立会い時間の問題といった勤務条件といった問題にも絡んでまいります。こういった面では、かつて速記官には書痙症等の障害が頻発したということもございまして、職員の健康管理の面からも綿密な検証は行う必要があるところでありまして、現時点ではこういった検証が行われておりませんので、このステンチュラ等が速記事務にどの程度の効率化の効果を上げ得るものかということはお答えするのが困難であるということでございます。

【井上哲士】

検証してくださいよ。ずっと、してくださいと言い続けているんですから。

そして、今、頸肩腕症候群のことなど言われましたけれども、ステンチュラという機械は非常にタッチも軽くて、その防止のためにも有用だということもはっきりしているんですね。

これも個人輸入の開始から10年たちまして、買い換えるということが必要になってきております。是非最高

裁として官費で買ってほしいと、こういう要望が出ておりますが、在庫がたくさんあるというような理由でどうも断られているということをお聞きをいたしました。これは一番新しいものでももう11年前のものなんですね。昭和時代の製造というものもありますけれども。財務省の省令を見ますと、これ最高裁も一つの目安とされておりますが、パソコン4年、コピー機、デジタル印刷機が5年、大体事務機器で最高でも10年というのが耐用年数となっておりますが、なぜ速記タイプについてはそういう古いものを使えということになるんですか。

【最高裁判所事務総局林経理局長】

お答えいたします。

今委員から御指摘いただきましたのは、減価償却資産の耐用年数に関する省令というものを前提に御質問いただいたと思っております。

裁判所では、速記タイプに限らず、パソコンやコピー機といった事務機器一般についての一律の耐用年数というのは定めておりません。ただ、今委員から御指摘いただきました省令の耐用年数を一つの目安にして運用しているという面があるのはおっしゃるとおりだと思いますが、速記タイプに限らず既存の備品については、個々の機器の状態あるいは稼働状況等に基づきまして、使用に耐え得るものかどうかということをご個別に判断した上で更新しておるということで、その点は速記タイプも同様だと思っております。



【井上哲士】

電子機器と比べて機械壊れにくいんですよ。使用に耐え得るということだと思いますと、例えばそろばんなんていうのはうんと長いこと使えるんですね。しかし世の中、事務機器は進歩しているんです。アナログからデジタルの時代になっています。最高裁はIT予算、大体年間50億円ぐらい使っているわけですね。壊れていないから古いタイプライター使いなさいというのは、そろばんの在庫があるから電卓が普及していても使いなさいと、こう言っているようなものだと思うんですね。

しかも、このソクタイプの場合というのは、速記記録がテープで出てきます、そのテープを見ながらもう一回日本語を打ち直すという二度手間になるわけですよ。ステンチュラと「はやとくん」は皆さんが努力をされて、キーを打てば自動的に日本語になると、こういうシステムを確立をしてこられたわけですよ。ですから、ステンチュラからソクタイプに戻れというのは、電卓からそろばんどころか、もうエクセルからそろばんに戻れみたいなものなんですよ。

私は、こういうことを速記官の方に言われるということは、この間ずっと努力してきたことを否定されるような思いを持たれるかもしれません。本当に働く人々の誇りを奪って、意欲を失いかねないことだと思うんですね。



先ほど附帯決議を読み上げましたけれども、そういう不安感を抱くことのないよう十分な配慮をすべきという附帯決議にも私は反すると思えますし、元々、この養成停止をしたときの事務総長談話では、今後とも働きがいのある職場づくり、環境づくりを進めていきたいので、速記官の方々には安心して職務に精励してもらいたいと、こう述べておるわけですね。やっぱりこの立場に、私は、そういう古い機械でやれというのは反すると思えますけれども、いかがでしょうか。

【最高裁判所事務総局戸倉総務局長】

速記官としてその職務を全うすることを希望しているの方々につきましては、最高裁判所としても、その能力を十分発揮して速記官としてやりがいを持って執務に臨んでいただくと、そういう必要があるということは我々も重々に認識しておるところでございます。その関係で、現時点でも希望される方には十分な速記業務に關与していただきまして、現時点でも全ての逐語録のうち3割は速記官によって担っていただいております。

ただ、先ほどのステンチュラの問題につきましては、これは私ども先ほど申し上げたとおり、その導入を認めた経緯ということからいたしましても、決して私どもが、そろばんやれという意味ではございませんけれども、現時点におきましても速記タイプによって速記事務を行うことが十分可能であると、その執務時間あるいは立会い時間も速記タイプによって行うことを前提にしたところはステンチュラを使うことになった段階においても変えてい

ないわけでございます。

そういう意味で、じゃ、立会い時間の効率化を行いながらステンチュラを導入できるかということになりますと、先ほど古い機械がまだあると、古いが使える機械がありながら高価なステンチュラを買うことが予算の執行として適正かという問題があるほか、やはり効率化に応じた立会い時間の増加を図ることが健康管理上問題がないかといった様々な検討課題があるところから、現時点では総合的な政策としてステンチュラを買うということにはなっていないわけでございます。

ただ、この附帯決議もございましたし、速記官のやりがいということに我々も十分配慮をいたしております、これまでも速記官との間で様々な機会に速記事務全般に関する意見交換などを行ってきておりまして、速記官の要望等も踏まえつつ、他の備品の整備であるとか研修の充実などは十分配慮してきております。こういった努力につきましては、今後とも引き続き継続してまいりたいと考えておるところでございます。



【井上哲士】

私どものところにたくさんの速記官の皆さんから手紙が来ていること自体が、やはり不安を広げているという証左なわけですね。



結果としては、消耗品からメンテナンス代、そしてこの個人輸入したステンチュラのお金で、大体この間で約1億1500万円、速記官の皆さんが自分たちでやっていらっしゃると。これをこれからまたずっと続けていくことになるんですよ、もう一回自分たちで買えというのは。私は、これはやはり附帯決議にも事務総長談話にも反すると思います。

今お話ありましたけれども、もう一回確認しますけど、やっぱりこういう皆さんの声にしっかりこたえて、十分に声を聞き、真摯な話し合いを更に行うと、そのことは是非約束をしていただきたいと思います。

【最高裁判所事務総局戸倉総務局長】

委員御指摘のとおり、これまでもやってきたと同様に、速記官とは十分な意見交換を行いながら、その執務環境を整備するといったことに努めてまいりたいというふうに考えております。

【井上哲士】

終わります。

最高裁は3/28の井上議員の質問に対し「ステンチュラを官支給するには、まず、速記官の健康を害することなく、どの程度の効率化が図れるかを検証する必要がある」という趣旨の主張をしています。
しかし、効率化は「はやとくん」システムがもたらすものであり、ステンチュラの官支給の可否とは直接の関連性はなく、議論のすり替えとも言えるものです。「はやとくん」システムは1995年に基本構成が完成し、現在では全速記官の9割以上が使用しているにもかかわらず、最高裁は今日まで「指定外ソフト」という位置づけをし、正式に採用をしていません。研究開発もすべて速記官自身が行っている状態です。
効率化は、まず「はやとくん」システムを最高裁が正式に採用してから議論すべき課題だと考えます。



井上議員のHP内「活動日誌」より

2012年3月28日（水）

骨抜き派遣法／裁判所速記官について質問／スピーディ／深夜の増税論議

今日は各委員会でいっせいに予算の委嘱審査が行われました。法務委員会で質問立ち、裁判員制度の評議で速記録を活用したいという声にこたえるためにも、電子速記タイプライターの官費支給を求めました。

(中略)

10:30から法務委員会。法務省と最高裁予算が審議の対象です。私は、裁判員裁判の評議で公判の速記録が必要だという裁判員経験者や弁護士会の声を紹介し、速記官のみなさんが開発してこられた電子速記のシステムの活用を求めました。

速記官の九割以上は、コンピューターを内蔵したアメリカ製の速記タイプライターを使用しています。これを、速記記号を自動的に日本語に訳すソフトと合わせて活用し、正確、迅速に速記録を作成しています。

ところが最高裁は、古い速記タイプライターの在庫があるからと電子速記タイプの購入に応じず、速記官のみなさんは一台40万円以上する電子速記タイプを消耗品も含めて自己負担しています。

「私は、タッチが重くて職業病までうみ、自動反訳ができない古いタイプをつかえというのは、パソコンからそばんに戻れというようなもの」とただすと、他党からも「なるほど」との声が。

「速記官が将来の執務体制及び執務環境について不安感を抱くことのないよう十分な配慮をすべき、という参院法務委員会での付帯決議にも反している」と迫ると、最高裁は従来の見解を繰り返しつつも、速記官のみなさんとしっかり話し合うことは約束しました。

(中略)

宿舎で夜、質問準備をしていると、今日の質問をネット録画で見てくださった速記官の方からメールをいただきました。これを励みにもう一度働きかけをしたい、とのこと。お役にたてればなによりです。

(以下略)

...☆お知らせ☆...

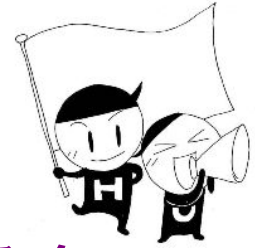
電子速記研究会のサイト (<http://www.hayatokun.com/>) に不具合があり、御迷惑をお掛けしていましたが、今月より修正されています。引き続き御利用のほどよろしくお願ひします。

具体的には、「ニュースの投稿ができない」、「会員用ダウンロードが使用できない」、「オープンフォーラムの発言の題名と当サイトから送信されるメールの題名が文字化けする」などの不具合が修正されました。

また、ログイン時、IDとパスワードが記憶できるようになりました。

「あと、一押し」

再度のお手紙行動を提起



～ 守る会 ～

これまでの一連の行動に対し、最高裁も「速記官制度を守る会」の動きを無視することができなくなっており、国会議員に対して個別訪問するなど、新たな動きを見せています。

このような新たな動きに対し、守る会としてはあと一押しの行動として、さらなるお手紙行動を提起しています。今回は、衆参法務委員のほか、民主党要請対応本部へのお手紙行動も展開します。

お手紙行動への取組が2度目になる方は前回の内容を補強するお手紙を、初めて取り組む方は「仕事に必要なものを最高裁がきちんと支給するよう、議員の力を貸してください」という内容を、衆参法務議員へ呼びかけていただくとともに、民主党要請対応本部へも訴えていただきたいのです。

皆様のお手紙行動が、これまでの要請行動へのさらなる後押しになると、私たちは考えています。もう一踏ん張りして、一日も早いステントラの官支給を実現させましょう。すべての速記官にとって大事な問題ですので、積極的に取り組んでいただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

〈 取り組み方 〉

1 「記載ポイント」と各資料を参考に、できるだけメールではなくお手紙を作成してください。

ファックスはご遠慮ください。

2 取組先 ※民主党要請対応本部と衆参法務委員（各自の高裁管内議員+有力議員）

全部できなくてもいいので、できるところに1通でもいいから出してください。

3 取組期間 2012年4月5日から4月末日まで

4 宛先

◆民主党 陳情要請対応本部 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-1

※封筒の表面に「2012. 3. 23 速記官制度を守る会要請事項について」と記載してください。

◆衆議院・議員会館

・「1-」で始まる部屋番号 〒100-8981 千代田区永田町2-2-1-1事務室番号

・「2-」で始まる部屋番号 〒100-8982 千代田区永田町2-1-2-1事務室番号

◆参議院・議員会館

〒100-8962 千代田区永田町2-1-1-1事務室番号

※封筒の表面に「2004年法務委員会附帯決議の件」と記載してください。

5 前回よりたくさんの資料を付けていますが、内容を無理に網羅しようとはせずに、「仕事で使う道具を支給すること」、「このままでは仕事をするのに不安がある」という点を中心に書いてください。

また、各資料は、今後、組合の交渉などにどんどん活用してください。

ただし、取扱には十分注意してください。



(注) 誹謗中傷、不確かな情報は書かないでください。

守る会総会で裁判員経験者が語った

～ 田口真義氏の講演要約 ～



田口真義さんは、東京で不動産業のお仕事をされている方で、平成22年9月に東京地方裁判所の刑事裁判で裁判員を経験された後、「裁判員経験者ネットワーク」に参加し、メディアとの交流、各種シンポジウム、外部の集会などに参加され、国民と司法の関わりについて提言をされている方です。

「裁判員を経験してー裁判員制度と周辺環境における提言を中心にー」というタイトルでお話をさせていただきました。

今回、「速記官制度を守る会」から声を掛けられて初めて「ステンチュラ」や「はやとくん」という単語を知り、不勉強だったと思っている。裁判所に速記官は当然いるという認識だった。法廷内の書記官を速記官と勘違いしていたのだと思う。実際、音声認識システムを見て、今は速記官もこういう機械でやっているんだなという感想を持った。私の席からは反訳文がよく読めたが、「あー」とか「うーん」とかいう部分までは必要ないと思った。裁判員裁判を担当した弁護人の話では、かなりの誤変換率で漢字の変換がめちゃくちゃだが、実際現場に立ち会っているので、推し量る形で読み下しているとのことだった。私の経験では、音声認識システムで録画・録音したものや、文字に起こしたもの、公判で出た証拠等を評議の時点で見返すことはなかった。というよりも、多すぎてそこまで余裕がなかった。ほかの裁判員経験者の話を聞くと、一部取り出して再検証ということはあったらしいが、今のところ、音声認識システムあるいはDVD録画は活動的には使われていないというのが私の認識である。

震災を挟んで公判が途絶えたような場合には、新しく裁判員を選任し直すので、前回の公判の録画DVDを見て判断せざるを得ないということはあるにしても、実際、評議の場では、音声認識システムがすごくよかったということはなく、ある意味、裁判所としては、それで自己満足しているのではないか。即日反訳が可能とか、翌日の評議に役立てることができるとするのは、すごく有用なことであり、人が自分の手で打ち込むという人的作業は、個人的にはすごく大事にしたいところである。裁判が人による作業ならば、何をするにも人の温かみを持った形でやることができたらよいという思いから、全国の裁判員裁判を実施している60か所の裁判所に直接足を運んで、提言書を裁判所職員に手渡ししている。

この提言書の中に、公判前整理手続の議事録を裁判員に対して可能な限り提示し



てもらいたいという要望が入れている。公判前整理手続から裁判員が参加するのは負担が大きいですが、公判前整理手続で何が行われたかを裁判員は知らずに臨むのに対し、裁判官はそのやり取りを知っており、明らかに情報の格差が生じている。それは公正ではない。公判前整理手続をDVDに録画する必要はないが、速記官にそのやり取りを詳細に起こしていただき、それを裁判員が手にすることができれば、ものすごく有用なことだと思う。また、審理の様子や、証人、被告人への質問、尋問の中身が、すぐに目に見える形で呼び起こすことができれば、すごく効果があると思う。例えば、今やっている埼玉の木嶋さんの裁判では、被告人の証言が右往左往している。私も傍聴してじかに聞いているが、どこで証言に矛盾が生じているかをDVDで捜すのは非常に無駄な労力である。文章で起こした記録があれば一目瞭然である。そういう部分で、公正な裁判のために速記官の役割がそこに生きていくなら、世の中にとってためになることだと感じている。

提言書全体を通して最も言いたいのは、透明性を上げてほしい、風通しのいい司法であってほしいということである。裁判員裁判は、日本国民のために日本国民が参加するもので、すごくいい制度だと思っている。であるならば、そこは正しくあるべきであって、裁判、司法は正しいものであるということが世の中に広まっていけばいいと思う。また、こういう提言書を出して回ることによって、裁判や裁判員は決して人ごとではなく、自分のこととして捉えることができるようになっていけばいいと思う。その基礎となるのは、やはり正しい記録。埼玉で今行われている裁判では、「記憶によるものなのか、記録によるものなのか」というやり取りを、しょっちゅう検察官との間でやっている。目で見た印象、心証は大事だが、確かな記録で判断するということほど確実なものはない。少なくとも、私が担当した裁判における裁判員は、やはり、証人の発言の記憶ではなくて、客観的な証拠、記録によりどこを置いていたのは確かである。そういう意味で言

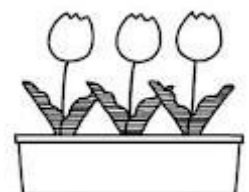


うと、正しい記録を起こすのは人がなせる技だと思うので、そこに速記官の存在意義があると感じた。今日頂いた資料の中の速記官の配置図を見て、ゼロのところがあるのにもものすごく驚いた。こんなことが日本の裁判所の中であって許されるのか、それでいいと思っているのかというのが率直な思いである。ある意味、速記官がそういう形で追いやられているというのは、我々国民も知らなきゃいけない事実だし、みんなで考えなきゃいけないことだと思った。

もう一点、大阪支部のニュースで、神戸、大阪のほうで速記官が裁判員裁判に立ち会った報告を読んだが、非常に疲れましたということが印象深かった。全神経を集中させて、一日一日を積み重ねるように過ごしていたので、裁判員もやはり疲れた。他人である被告人のために、みんなが一生懸命になっている。でも、それは正しい裁判のために絶対必要なものだと思う。今後、速記官がもっと常態的に裁判員裁判に参加する世の中ができたときには、疲れて愚痴を言う速記官も出てくるかもしれない。でも、それは、自分も含めた国民を守るため。私は、裁判というのは人を裁くためではなく、守るためにあると思っているので、同じ国民を守るための一つの作業だと思って、疲れを抱えつつ、それに意義を見いだして精一杯頑張ってもらいたいと思う。そういったあるべき司法の姿になっていけるように、私は私の立場で今後も頑張っていきたいと思う。その中で、「速記官制度を守る会」のことも並行してやっていければいいなと思っている。

◆さらに、質疑の中で、田口氏は次のような発言もしています。

「見て聞いて分かる裁判」というのは、すごくキャッチとしてはいいと思うが、供述調書が手元にあるかないかというのは大きな違いで、私みたいに細かい人間は読みたいと思うので、そういう選択肢がないことが問題である。今度最高裁へ行く機会があったら長官にも言おうと思っている。





大事な

Fusionについてのお知らせ

Fusionは、アメリカでの需要が少ないため、**2012年末までで製造中止**となるとのことです。これは、日本語用キーボードのものだけでなく、標準キーボードのもの自体が製造中止になるとのことです。年内はまだ注文ができますが、日本語用キーボードの部品が現在ないので、注文がまとまれば、その分の部品を調達して製造するという事です。部品と製造コストが高くなっているため、価格は数量割引なしの**1台4,595ドル**とのことです。

米国ではペーパーレス化が進んでおり、紙を多く使う金融、保険業界を含め、すべての産業と同様に裁判所でも電子記録に向かっているようです。アメリカの裁判所の多くは、紙の原本としての保管をなくそうとしているところ。紙の原本だと購入や保管場所に費用が掛かるのに対して、データファイルの原本だとそれが要りません。データファイルを、CDやDVD、裁判所のIT部門で管理するファイルサーバーに保管しているようです。

今はDiamanteの購入に変わってきているようで、ステノグラフ社としては、日本でもWaveあるいはDiamanteに移行するのをお勧めしますとのことです。DiamanteとWaveについては、日本語用キーボードを作ってくれるようです。

DiamanteとWaveの違いは、キー部分については違いがないようで、中に入っているコンピュータに違いがあります。Diamanteは、反訳ソフトや辞書が内蔵されていて、パソコンが不要な仕様ですが、英語用ソフトなので日本では必要ありません。

日本で使うならWaveで十分と考えますが、Waveの種類に生徒用とキャプショナー用があり、仕事で使うならキャプショナー用が良いと考えます。

(参考)

Fusion	4,595ドル
Wave	2,195ドル (キャプショナー用)
Diamante	5,095ドル

そこで、今後についてですが、日本の速記は米国を倣ってできた制度なので、米国がそれでよいというのなら日本でも紙なしでよいはずですが、日本の裁判所ではペーパーレス化が遅れているので、速記の部分についてもまだ手つかずです。

この際なので、紙ではなく電子記録のまま保存したり、訳読は画面上で読み返したりでもいのように運用が変えられないか検討を進めたいと思います。

電子速記研究会としては、その検討の状況を会員にお知らせしつつ、状況に合った機種ご注文の希望を、皆さんにお聞きしたいと思っています。

年末までまだ大分間があるので、みんなで考えつつ良い方向に進んでいければと思います。



米国の状況についてステノ社の説明

ステノグラフ社より、最近の米国の状況について、次のような趣旨の説明がありました。

日本の法廷と同様に米国の法廷も経費の削減を進めつつ効率の向上に努めております。紙のない法廷の構築は米国の地方裁判所および数々の州裁判所において最重要課題です。一例は、米国の地方裁判所速記官の逐語記録をPACERシステム (<http://www.pacer.gov>) にアップロードし、許可された人へのアクセスおよび、効率の良い、安全な長期の保存が出来るようにしています。紙をなくす動きはどこの裁判所でも増えております。

裁判所速記官および民間で働く速記者も同様に、経費削減、効率向上に取り組んでいます。伝統的に米国の裁判所も、日本と同様に紙の速記原本を保管していました。速記原本は、縛って、分類されて、箱に入れられ、最終的に長期保管の倉庫に収められました。これは長期に亘って経費が掛かり、紛失のおそれ、質の劣化、効率の悪い検索につながります。速記官は皆実質、電子的な速記原本ができる特別なソフトを使っているため、伝統でそうしているという以外に紙の原本の機能的役割はありません。

2003年にステノグラフ社はelan Mira という最初の紙のない機種を出し、使用した方々から前の機種より信頼性が高いと受け止められています。安全と検索のためにコンピュータソフトで、テキストファイルあるいはAbode PDF形式にコピーされます。検索はより正確で効率良くなりました。

2012年現在、ステノグラフ社の速記機械の販売の97%は紙のない機種です。Diamanteモデルは創業以来一番早く販売が伸びているモデルです。一番信頼性の高いモデルでもあります。デザイン改良が疲れをやわらげ、正確さを上げています。ソフトの改良は速記者に正しい判断を可能にし、記録の品質を上げています。WaveモデルはDiamanteより機能の少ない機種ですが、同じ技術と良さを備えています。

70年以上に亘り、ステノグラフ社は速記者の生産性の向上の道具を提供し、開発力、品質、サービスで評価をされています。ステノグラフ社の機械は他の技術に基づく機械より長く使われています。今日、速記の機械はより信頼性が高いものですが、コンピュータ技術の進歩がたゆまぬ性能、使い勝手、信頼の向上を可能にしています。ステノグラフ社は裁判所の速記官のため、より高度なDiamante、あるいはWave機種への移行への御支援をいたしますので、御満足の頂けるものと信じております。

上記のような内容の説明を最高裁にもしていただけるように、ステノ社から最高裁宛に書簡を送ってもらうように手配いたしました。



～東北の商品を紹介します～

仙台：中西

電子速記研究会も「ちょこっと復興支援」ということで、
これから時々東北の商品を紹介させていただきます。よろしくお願いします。

★ 最初は **福島県** の商品の御紹介です。

「柏屋」(福島県郡山市)の 薄皮饅頭



薄茶色の皮に包まれた、やわらかで、間違いないおいしさのおまんじゅうです。

<http://www.usukawa.co.jp/home.html>

「三万石」(福島県郡山市)の ままどおる



中に黄身あんが入った焼き菓子です。ミルク風味の優しいおいしさです。

<http://www.chuokai-fukushima.or.jp/ksk/mamador>

是非食べてみてください。



※ こちらは商品ではないのですが、福島県の桜の情報です。



福島県田村郡三春町の 三春滝桜 (みはるたきぎくら)

日本三大桜の一つで、国の天然記念物となっている樹齢1000年以上のベニシダレザクラの古木です。東日本大震災で大きな損傷はありませんでしたが、去年は、観光客への十分な対応が困難であったため、夜間ライトアップ、シャトルバス運行の中止等を余儀なくされたとのこと。今年の情報についてはホームページを御参照ください。



(付近道路の渋滞が予想されますので、お出掛けの際は御注意ください。)

<http://www.takizakura.com>

はやとくんのバージョンアップCDについて

現在、作業を進めていますが、お届けは5月以降となりますので、お待ちください。